

大和市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第48号

大和市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民参加推進条例施行規則（平成19年大和市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時に設置するもの又は」を削る。

第8条第4号中「、性別及び年齢構成等」を削る。

第10条第1項を次のように改める。

傍聴に当たっての申込方法は、当日受付とする。この場合において、申込者数が傍聴席数を超える場合は、先着順とする。

第10条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項前段の規定にかかわらず、会議をオンラインで開催する場合における申込みは、会議の長が指定する日までに行うものとする。

3 傍聴者は、会議の長が必要と認めた場合には、氏名及び住所を記入した傍聴申込票を会議の長に提出しなければならない。

第11条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する場合には、会議の長は、会議資料を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成し当該傍聴者に送信することができる。この場合においては、前項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。